

仕 様 書

1 業務名

令和3年度ポイ捨て等防止条例周知映像配信業務

2 業務目的

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」のPR活動の一環として、市民や観光客に広く周知を図るため、市内の街頭ビジョン等で動画を放映する。

3 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和4年3月15日(火)まで

4 放映場所

- (1) メガ・ビジョン4プラ
(中央区南1条西4丁目 4丁目プラザビル壁面)
- (2) JRタワー札幌ピラービジョン
(中央区北5条西2丁目 JRタワー地下1階ウエストアベニュー)

5 広告種別

- (1) メガ・ビジョン4プラ
「札幌市ポイ捨て等防止条例を周知する30秒動画」(本市から提供)
- (2) JRタワー札幌ピラービジョン
「札幌市ポイ捨て等防止条例を周知する15秒動画」及び「バナー」
(本市から提供する。令和元年度に放映したもの)

6 放映頻度・期間

次のとおりとし、イベント等で一時的に放映頻度に変更が生じる場合は、事前に協議すること。また、放映時期は、9月以降、本市が指定する時期とすること。

- (1) メガ・ビジョン4プラ
7日間×2回(8:00~22:00 42回/日 30秒動画)
- (2) JRタワー札幌ピラービジョン
7日間×2回(ミニプロ北クロスセット 7:00~23:00 624回/日 15秒動画)

7 提出書類

受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 業務報告書 1部

8 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に当たってデータの漏えい、データの滅失、事故等の防止に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (2) 受託者は、放映に必要なメディアの複製、手続きなど、放映に関する一切の業務を行なうこと。
- (3) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標

権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
(4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項については、委託者との協議による。

9 問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）
特定廃棄物係 前河 Tel 211-2927 Fax 218-5105